

第13回関西障害学生支援担当者懇談会

日時：2014年9月3日(水) 13:40～15:40

場所：京都女子大学

<分科会報告>

【管理職分科会】

本分科会では、管理職の立場の担当者による情報交換を行い、大学における障害学生支援部署の配置や職員体制について情報交換を行った。

1. 大学における障害学生支援に求められる人材や支援体制

医療や福祉系の専門的知識を有することは、学生支援で役立つことも多い。一方で、実際に求められるのは、学内での支援のコーディネート業務が多くなるため、学内でフットワークが軽い人が適任。専門的知識は、もちろん業務に有用であるが、絶対に必要というわけではなく、組織的なバランスから判断するのが妥当と考えられる。また、事務処理だけでなく、様々な大学特有の業務や手続きが入ってくるので、柔軟に対応できる人材が求められる。

支援体制として、学生本人が所属する学部（部局）が第一の責任を持って対応をすべきである。障害学生支援部署が存在すると、支援がその部署任せになってしまう可能性もあるが、そういった課題への対応としては、本人が所属する学部（部局）に支援を要請して、学部（部局）から支援部署と連携して支援するという流れをつくることや、学内的には教育場面への支援である事を伝え、教員と学生の間を支える支援部署であることを周知するなどが挙げられる。結果として部局支援、研究室支援につながることを理解してもらう必要もあるだろう。例えば、入学時の面談等についても学部主催という形で実施することで、（形式的には）学部（部局）が責任の所在となり、配慮願いの差出人などについても混乱が少なくなる。障害学生支援部署の組織形態としては、副学長や理事など役職のある教職員を運営委員の構成員として取り込み、全学的な運営会議や委員会の設定を通して立場を明確にしていくと、学部（部局）や教職員の理解へとつながり連携も取りやすくなる。

2. 合理的配慮の捉え方

環境側として、大学は他の学生が享受しているサービスを障害学生に提供できないとは言えない。環境としていかに同じスタートラインを提供していくかという考え方である（結果を保証するわけではない）。具体例として、就職支援や寮への入所などについて、健常学生が享受するなら障害学生にも同じサービスを提供する環境設定をする必要があるだろう。一方で、通学支援というのは、他の学生も基本的には自己完結のものなので、大学がやるところではないという捉え方もできるが、これは様々な議論があるところでもある。

合理的配慮の概念が日本では定着していない。特別支援教育と合理的配慮は違うことへの理解は保護者にも必要となる。大学は高校までとは異なり、社会に準ずる立ち位置なので、支援をしないわけではなく、できないこともありうるし、本人の努力が求められることがある。オープンキャンパスなどを利用して、情報提供として大学で出来ることを伝えていくことも有効となるだろう。

以上

【実務担当者分科会①】

本分科会では、障がい学生を支援する組織について各大学の現体制など情報交換を行った。また、支援組織に限らず、各大学が抱えている課題について懇談した。

1. 支援組織、支援体制づくり

学生課の中に障がい学生支援の担当部門（担当者）を設置している大学が多く、他の業務と兼務しながらコーディネート業務を担っているところがほとんどであった。支援を円滑に行うには、学内での情報の共有化と関連部署・担当者との連携が欠かせないという意見が共有され、同じフロアに教務課と総務課（キャリア支援課）がありスムーズな連携がとれている例の報告があった。また、ある大学では障がい学生の所属する組織の関係者で行う連携会議が有効であるとの報告があった。日常的に学生との接点が多い学生課が担当することで、支援の必要性の早期認識につながるということであった。

様々な障がいに対応できる支援体制が常に整っているのではなく、障がい学生の入学が決まってからその学生に合った体制づくりに動き出し、担当者が経験のある大学へ助言を求めたりしながら手探りで進めている。障がい種によっては、症状が出現するまで支援の必要性を把握できず、実際に起こったことを基に体制を整えることもある。事例があったときにチャンスと前向きに捉え、障害者差別解消法の成立などを追い風として体制づくりをしていきたいという意見もあった。

組織の名称として「支援」という言葉を使うと、障がい学生だけでなく不登校や大学生活に問題を抱えている学生を広くフォローすることができ、退学防止の役割も果たしていることが確認できたという意見もあった。

2. 教職員の理解の促進

実際に授業を担当したり、窓口での対応の経験があると障がい学生支援をやるという意識が強くなる。学科会議や教授会で障がい学生の在籍数を報告し、支援が必要な学生が在籍していること、今後、自分もその学生の授業を担当するかもしれないという認識を持っていただくことも必要になるだろう。

3. 支援全般に関して各担当者が抱えている課題

- ・大学（教員）と学生を結びつける「ポートフォリオ」の導入が検討されているが、障がい学生支援への活用には、個人情報保護や守秘義務、障がいに対する教職員の理解の面から問題が多いことが報告され、システムありきではなく、障がい学生の側に立ち慎重に対応すべきであろうという意見があった。

- ・不登校の学生のなかには、発達障害や重い精神障害を抱えている事例もあり、医療の専門的な支援にどうつなげるかが課題との報告には、チーム支援が有効であろうと認識した。

- ・ノートテイクについて、質の確保（マッチング）は、その授業を履修したことがあるなど、ある程度の知識を持っていることが望ましいのではないだろうか。支援学生の確保については入学式や学生生活ガイダンスで障害学生支援の冊子を配布するなどして、呼びかけている。興味のあるようなゼミやクラブに声をかけていることなどが報告された。

以上

【実務担当者分科会②】

本分科会は、合理的配慮を含めた考え方や日々の課題・対応について情報交換を行い、今後の改善策や対応について懇談を行った。

1. 視覚障がい学生への支援体制について

現在の支援体制では、テキストやレジュメの点訳、授業中のポイントテイクなどが挙げられたほか、入学時にキャンパス内の歩行訓練を行うなどの支援が挙げられ、これらの支援は大学だけではなく、特別支援学校等から協力を得ている場合もある。

このように、障がい学生の支援体制はすべて大学内だけで行うのではなく、時には外部のリソース(卒業校や民間支援団体)と上手く連携していくことが今後重要になってくるのではないかとの意見があった。また、障がい学生に対しても、外部のリソースを上手く利用していくよう指導することで、卒業後の支援や自立していくという点でも重要になる。また、支援内容や対応については、何でも大学が支援するのではなく、「大学でできる支援部分」と「学生の努力が必要な部分」を十分に話し合い、明確にしなければならない。また、支援がゴールではなく、支援を行ううえでの過程が重要であるとの意見もあった。

2. 発達障害学生の支援について

学生本人が、障がいについて自覚していない場合が多く、単位の不足や就職活動時につまずき、休学・退学してしまう学生が非常に多いとの問題が挙げられた。また、本人が自覚していないため、支援窓口があるにも関わらず利用しない、相談に来ない学生もおり、学生の障がいについて無関心の保護者も多くみられるよう感じる。そのような学生に対して大学はどのような働きかけができるかという議論もあった。

これに対し、低単位の学生については、単位相談をきっかけに教務と連携をとり、カウンセラーと共に面談を行うとの意見が出されたほか、日ごろ、学生に「居場所づくり」や「見守っている」ことに気付かせる窓口対応を心がけることで、学生にとって事務局や教員が心のよりどころとなれば、休学や退学などの問題が発生する前の早い段階で支援できるようになるのではないかとの意見があった。

学生の中には、職員によって、態度や言動が異なる場合がある。その結果、職員間の情報が混乱することがあり、コミュニケーションがとりにくいこともある。そこで、各学生のカルテを作成し、いつどのような対応を行ったか記録し、他部署との情報共有を図る。また、学生支援会議を月に 2 回実施し、情報や改善点を随時共有できる環境を整えることが重要になってくるとの意見があった。日ごろの学生対応のなかで、興味のある話や何気ない会話をきっかけに、コミュニケーションをとり、相談にのるきっかけとなることにより次のステップにつながると確認された。今後、発達障がい学生の支援は息の長い信頼関係が重要になってくるとの意見があった。

以上

【実務担当者分科会③】

本分科会の参加者の職種は、教員、障がい学生支援担当者、臨床心理士、看護師であり、主に発達障害(傾向)のある学生の支援をテーマに、多様な視点から意見交換を行った。

1. 支援へ繋げる難しさ

教務課窓口等で「発達障害かも」と感じた学生へどのように声掛けをすればよいか、自ら支援を申し出ることは少なく、学校側から相談を提案すると人権侵害だなどとトラブルになる場合もある。これらについて検討・意見交換を行った結果、お気に入りの担当者には気軽に相談したり、大きな問題が生じなくとも会いに行くことがあるため、まずは各部署で丁寧な対応を心がけ、見守ることが大切ではないか、「発達障害＝学生相談室へ」というようなマニュアル的で断絶した対応はトラブルの元になると考えられる。

2. 学内および学外の支援体制との連携方法

・学内の学生相談室や保健センターとの連携に関して

議論内容によってメンバー構成を変えてミーティングをしていることが確認できた(専門職のみ/教務関係職員も参加/教員も参加など)。守秘義務の問題もあるが、基本的には、学生本人の利益になる情報であれば共有し支援に役立てたいという気持ちは多くのスタッフがもっているだろう。そのため、情報共有の可否については担当者のみで判断せず、担当部署で話し合っただけで判断することが妥当かつ安全であると考えられる。また、普段からスタッフ間同士でコミュニケーションをとり、信頼関係を築いておくことの重要性を改めて認識した。

・就職活動/学外の支援体制との連携に関して

特に就職活動に関しては、入学時から関わり、特性を知っている教職員や相談員が、就職活動時に他の支援体制に繋ぎ、特性を申し送りすること、本人も就職活動前から自身の特性について理解を深め、診断を受けることや障害者枠での就職について検討できていることが理想的と考えられる。しかし、入学後や就職活動時に問題が表面化し、発達障害の傾向に気付くケースが少なくない。可能な限り早期に支援体制を整えることも重要だが、卒業後も利用可能な機関

(新卒応援ハローワーク、若者サポートステーション、NPO 法人等) と、顔がみえる関係を築き、連携をとることも重要と考えられる。

3. 思い込みや攻撃性への対応

周囲の人物や物に危害を加える可能性が高いケース、大学に人生を台無しにされたと訴えようとするケースなどについて、事例検討を行った。「この人の言うことならきく」という傾向がいくらかみられるため、キーパーソンを確保すること、人間関係のルール、校則や法律について予め説明しておくことが、爆発的な怒りやパニックが生じた時の歯止めになると考えられる。思い込みが強く、過去の出来事に執着し修正困難な場合は、未来について考えていくことも有効な一手段であること、権利を訴える背景には様々な不安があることなどが考えられる。

4. 居場所の重要性

枠にはめられることを嫌がる学生やプライドの高い学生もいるため「支援＝相談室」ではなく、様々な形の支援が必要かつ有効と考えられる。各大学でランチタイムや放課後のお茶会、グループ活動をしていることが話題となった。それらの中で、友達ができ関係性が築けたり、得意分野の発見に繋がることもあり、非常に有意義であることが共有された。

5. まとめ

発達障害について気付くきっかけや診断を受けるタイミングも各々様々であるため、大学時代に診断を受け、障害理解をし、問題を解決する等、すべてをクリアすることは困難と考えられる。支援に大切なのは、それらの過程に寄り添うこと、学内外で連携をし、卒業後など学校を離れた後を見据えた支援をすることだという一つの結論に至った。

以上

【実務担当者分科会④】

本分科会では、障がい学生の支援に関する具体的なサポート方法や体制について議論を行った。

1. サポーター養成の体制

サポーター養成は各大学で独自に行われているケースが多いが、学外団体に養成を依頼している大学もあり、様々な取り組みの報告があった。また、上回生に下級生のフォローアップ講座を実施させている大学もあった。それにより、下級生の支援スキルの向上に加え、学生の自主性を育てている事例等の報告があった。

2. 学生の自主性を高める方法

障がい学生自身が持っている学生同士のネットワークが、支援の向上に役立つケースがある。例えば、他大学の学生と支援に関する情報交換を通して、自身の大学の支援を見直す契機となっている報告があった。今後、支援担当者の情報交換のみならず、障がい学生やサポート学生の交流促進が障がい学生支援の底上げにつながることも考えられる。

3. 多様な学び方に対する支援

学部通学課程に在籍をしている障がい学生だけでなく、大学院生や社会人学生、または通信教育課程で学ぶ障がい学生への支援も求められる。それに伴い、より専門分野に特化した情報保障や高度な支援を求められることがある。また、通信教育課程の場合、長期間に渡るスクーリングでの支援が必要となり、支援者の確保等が困難なケースもある。このような多様な学生の支援を考えた際、個々の大学だけで、サポート体制を作ることが非常に難しく、関係機関と密な連携を取りサポート体制を構築する必要がある。

4. 学外連携・大学間連携の重要性

サポート体制を構築していく上で、学外機関との連携や大学間での連携は非常に重要である。例えば、ある大学で、全盲の学生が物理を学ぶ学科に入学をしたことをきっかけに、理系点訳が出来る学外点訳団体と連携を図っている例

もある。サポート内容の高度化・多様化に伴い、地域の機関や団体との連携、または、大学の垣根を越えた連携が、大学でのサポート体制の構築のためにも重要である。

5. まとめ

近年、多くの大学で支援室が設置され、障がい学生支援も充実をしてきたが、多様な授業形態への対応や通学面での支援について苦慮されている大学も多い。そのような課題を解決するためにも、支援担当者は多くの関係者を巻き込みながら、柔軟な発想を持ち、障がい学生支援に取り組む必要がある。

以上